

令和2年12月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月) 午後1時30分から午後2時6分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

2番 本村 教 昭	4番 古 賀 義 博
5番 西 村 新 二	7番 池 田 政 孝
8番 深 河 文 雄	9番 高 塚 和 行
10番 三 根 祐 喜	11番 野 口 浩 美
12番 江里口 勇	13番 中 村 津多子
14番 江里口 泰 信	
4. 欠席委員

1番 野 方 俊 彦	3番 下 村 啓 子
6番 松 尾 正 人	
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸 川 齊	庶務係長 森 川 幸 代
------------	--------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和2年12月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 好天に恵まれて、皆さん方も農作業がはかどっておられるんじゃないかと思 います。 つい先般、人・農地プランの会合に3地区出掛けまして、いろんなお話を聞きま したけれども、今、国の方策は、認定農家と集落営農組織に集約をして、大型農家 等には補助金を差し上げておられますが、ちょっと自分が危惧したのは、集落営農 組織も高齢者の方で、認定農家の方もまた後継者がおられなくて、もう農業をやめ たいというような方もそろそろ出てきておられました。その後、また高齢の認定農 家と集落営農組織に預けにやいかんというような状況が出てきておりましたので、 そういうところが今後どうなるのかなと危惧したところでございます。 皆さん方も農業委員でございますので、いろんな見方がございますけれども、自 分はそういう考えをしたところです。できる限り農業は継続していかないと、国民 の食が賄えない。輸入に頼ってはいけないんじゃないのかなと痛切に感じました。 また、今日は議題がございませうけど、皆さん方の御意見等を賜りながら進行させ ていただきたいものです。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、1番野方委員、3番下村委員、6番松尾委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は11名で、在任委員の過半数以上の出席がございませうので、小城市農 業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いた します。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっ ておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いをいたします。 それでは、ただいまから令和2年12月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私 から指名させていただきます。 9番高塚委員、10番三根委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は、市道東戸崎線沿いの芦刈町東戸崎地区にある東戸崎公民館北 付近にある農地で、申請理由は譲受人の規模拡大となっております。 以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。
事務局	
議長	

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、市道松尾村中線沿いの小城町松尾地区にある松尾集落センター南付近にある農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然排水により側溝を経由し水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

なお、申請地に盛土の計画はございません。

し尿処理及び生活雑排水の使用はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。

譲渡人、譲受人等につきましては事務局より報告のあったとおりでございます。

調査事項を報告いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、排水は面積も少なく自然流下として適当であると判断できる。

ホ、その他の特記事項について、現状のままで利用できるような状態でございます。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いをいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

議長

事務局

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は11ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町甘木地区にあるJR小城駅南東の農地で、転用目的は建売分譲住宅7区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約170メートル付近となります。

以上でございます。

議長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果の報告をお願いいたします。

13番

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局より説明があったとおりです。

調査事項ですけど、イ、申請目的及び位置の検討について、小城駅より300メートル以内のところにあり、周辺も住宅街であることから、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると思います。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的達成されることは確実であると判断します。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理され、雨水、排水は東西にある水路へ放流するというので、周辺農地への影響はほぼないと考えます。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

令和2年12月7日、農業委員、中村津多子。

よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は24ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線沿いの三日月町大地町地区にある織島倉庫北の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下によるため、周辺農地への影響は少ないと

考えております。

なお、申請地に盛土の計画はございません。

し尿処理及び生活雑排水の使用はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断をしております。

なお、譲受人は申請地から県道までの農地について、令和2年3月19日付で事務所及び倉庫として農地転用許可を受領されておりましたが、従業員の増による駐車場不足を解消するために申請をされております。

以上でございます。

議長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果報告をお願いします。

9番

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により移転、新設した事務所及び倉庫の隣接地であり、申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により従業員増による駐車場不足を解消するためであり、適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、整地後に盛土はせず使用される。雨水は自然流下のため、周辺への影響は少ないと判断できる。

ホ、その他特記事項について、令和2年11月8日に説明を受け、確認しています。

令和2年12月7日、農業委員、高塚和行。

以上です。よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号31まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が25件、利用権の再設定が6件、合計で31件、総面積は13万4,164平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号31までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は7ページを御覧ください。 所有権移転について、本日の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 (土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 売渡希望の申請番号1について事務局より説明をお願いいたします。 議案書は8ページを御覧ください。 本日の審議件数は、売渡希望が4件でございます。 資料は29ページからとなります。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。売渡希望の申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。売渡希望の申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。売渡希望の申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、貸付希望の申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>貸付希望の申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長 9番	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>この件について、前もこういうあっせんの話がありまして、地区、地域の農業者に、どうですか、してもらえんやろうかってしたばってんが、なかなかやっぱり返事はもらわれんで、経過報告を農業委員会に出したと思います。</p>

何かその、土地も見に行ったばってんが、ちょっとですね、だいでん作りてんされんごたあ感じでもんね。そがんとはどがんふうに持っていったら—アドバイスがあったらお願いします。

事務局

今、御質問があった件なんです、委員おっしゃるように、今年の8月頃ですかね、借り受ける方がいらっしゃらないということで御報告もいただいております。その旨を先方にお伝えしたものの、もう一度当たってくれないかということで申出がっております。

農地の状況に関しましても、たしか大きな石とかがごろごろ入っていて、機械を入れたらその石によって農機具が損傷してしまうぐらいの物が入っているというお話も聞いています。ですから、なかなか借り受ける方がいらっしゃらないということではあるものの、農地をお持ちの方から、また改めてこういうことで申出がされているということもあって、今回、農業委員会で審議をしていただいたというのが実情であります。

ですから、前回から若干時間が空いたということもあるんですが、どなたもいらっしゃらないよという話をですね、何かしらの方法で相手方に納得をしていただくようにもうちょっと説明をするしかないのかなというふうには考えておるところなんです、相手方から申出があったものを、こちら、農業委員会として受付をしないということではできませんので、今回、農業委員会で審議をしていただいたというのが実情です。

以上です。

9 番

頼みに行ったときも、せんては言んさなかつたけんよかばいねて思いよつたばってんが、地区とか、生産組合長さんにも言うたし、そいけん、何か別に、自分たちの希望価格てん書いちゃあばってんが、それは逆にもらわんないされんていうごた感じを現実見てきたもんね。事務局がそがん言うないば、また頼みに行って、してむっばってんが、どういった感じか……。役割でもあっけんが、やってはみます。しかし、現状はそういうことですので。

事務局

ありがとうございます。

今、委員おっしゃるように、耕作に不向きであるという農地でもあるかとは思いますが。この農地に限らず、売却をしたいという申出があってもなかなか相手が見つからない方もいらっしゃいます。その場合には、なるべく早い段階で、売却じゃなく貸付けということで相手方にはお話をさせていただいているところなんです、そういうお話をしてもなかなか納得をされない方もいらっしゃるということで、こちらとしてもちょっと苦慮をしているところでございます。

ですから、今回あっせん委員としてお願いすることになるかと思うんですが、その際にいま一度お話をさせていただいて、同じ結果になる可能性が十分高いとは思いますが、もう一度お話をさせていただいて、その結果で、何回繰り返しても同じ結果しか出ませんよということを相手方に説明せざるを得ないのかなというふうには思っておりますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

議長

ほかにございませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示についてを議題

事務局

とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は9ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示について説明をいたします。

資料は69ページからとなります。

平成21年12月に農地法が改正された際に標準小作料制度は廃止されておりますが、小城市においては、その後も参考小作料という名目で情報提供を行ってまいりました。

農地法の一部を資料72ページに抜粋して記載をしておりますが、農地法第52条には、「賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定をされております。そのため、規程の第7条第11号に表示しております「参考小作料」の表記を「小作料」に改めたいと考えております。

また、前後しますが、第3号に略称として「委員会」と記載をしておりますが、小城市農業委員会規程の第1条には略称は「農業委員会」とするというふうに規定しております。そのため訂正をするものでございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。第5号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、日程等についてなんですが、今月の農地転用現地調査日の件ですが、12月25日金曜日、午後1時30分から西館の2-6会議室。

1月の定例農業委員会の日時、場所ですが、以前一覧表でお渡しをしていた際には1月6日というふうに案内をさせていただいておりましたが、1月7日木曜日の午後1時30分からに変更させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長

それでは、皆さん何かございましたら。

(なし)

ないようですので、以上をもちまして12月の農業委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員